

17川監公第 7 号

平成17年3月10日

定期監査（工事監査）の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成16年11月10日付け16川監公第14号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	舘	健	三
同	奥	宮	京子
同	本	間	悦雄
同	西	村	英二

平成 17 年 1 月 24 日

川崎市監査委員 舘 健 三 様

同 奥 宮 京 子 様

同 本 間 悦 雄 様

同 西 村 英 二 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 16 年 11 月 10 日付け 16 川監報第 9 号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成 16 年度定期監査（工事監査）結果に対する措置状況

1 共通仮設費及び現場管理費の率の補正について見直すべきもの

【指摘の要旨】

共通仮設費及び現場管理費については、施工地域・工事場所が市街地（人口集中地区）や地方部（市街地以外で一般交通の影響を受ける地区）の場合、率を補正することとされているが、緑ヶ丘霊園墓地整備工事の工事では工事場所が市街化調整区域の霊園内で、一般交通の影響も受けない箇所であるにもかかわらず人口集中地区として補正されていた。

また、早野聖地公園集合個別型墓所第 7 期整備工事でも施工区域全体のわずかな部分が一般交通の影響を受ける地区であるにもかかわらず地方部で一般交通の影響を受ける

地区として補正されていたことから、率の補正は施工地域・工事場所の実態に合わせて行うよう見直すべきである。

(環境局緑政部)

[措置の内容]

共通仮設費及び現場管理費の率の補正に当たっては、施工地域・工事場所の実態に合わせて補正するよう「設計積算確認事項」の見直しを図ってまいります。